

事業主の取り組みで、お客様も、働く人も笑顔に

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第87回）	参考資料 9
令和7年11月17日	



NO!
カスハラ

カスハラ防止措置が事業主の義務になります

2025年6月に改正法が成立し、公布された日（2025年6月11日）から1年6月以内の政令で定める日に施行されます。

詳しくはコチラ



12月は職場のハラスメント撲滅月間です
2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



●当社のハラスメント相談窓口はこちら

貴社のハラスメント相談窓口の連絡先などを記載してください。相談窓口が無い場合は、ハラスメント対策の取組みをすすめましょう。



ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/> NOハラスメント

